発行日：2026 年 2 月 20 日
第 1811005225 号

「再エネ ECO 極」及び「再エネ ECO プラス」2024 年度販売電力量　検証報告書

九州電力株式会社　御中

1. 検証対象

一般財団法人日本品質保証機構（以下、「当機構」という。）は、九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）の再エネ料金プランである「再エネ ECO 極」及び「再エネ ECO プラス」（以下、「当該プラン」という。）の 2024 年度の販売電力量について、第三者検証を実施した。2024 年度とは、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間をいう。

本業務の目的は、九州電力が 2024 年度に当該プランで販売した電力量を、同社が作成した当該プランの運用ルール（以下「運用ルール」という。）に照らして客観的に評価し、当該プランの信頼性をより高めることにある。

2. 検証概要

当機構は、RE100 の推奨事項及び「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20241120G 産局第 1 号、20241120 資庁第 1 号、環地温発第 2411223 号、令和 6 年 11 月 25 日）（以下、「通達」という。）を参照し、ISAE3000 に準拠して検証を実施した。検証対象範囲は 2024 年度に九州電力が当該プランで販売した電力量、当該プランのために調達した電力量（同社の保有する水力・地熱発電所の発電電力量を含む。以下、「調達電力量」という。）、当該プランに活用した FIT 非化石証書量及び再エネ指定あり非 FIT 非化石証書量（以下、「非化石証書量」という。）である。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は販売電力量の 5%とした。

検証手続きでは、まず運用ルールとその運用状況を検証した。その後、当該プランの販売電力量、調達電力量、需給バランスデータ及び非化石証書量について、根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

2024 年度に当該プランで販売した電力量について、運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。また、当該プラン運用のための調達電力量、非化石証書量についても運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

検証対象とした販売電力量、調達電力量、非化石証書量及びこれらの属性と運用状況は、日本の諸制度による固有の制約の影響下にある。当該プランの運用責任は九州電力にあり、本検証業務に関する責任は当機構にある。九州電力と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地
一般財団法人日本品質保証機構
常務理事　浅 田 純 男